

たから づか し
宝塚市

手話言語条例

手話で気持ちを伝えてみよう!



ありがとう



うれしい



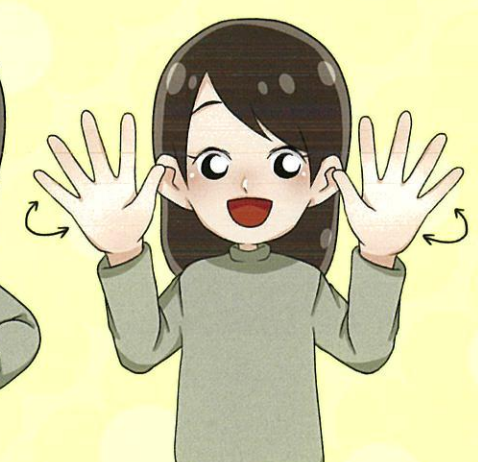
好き



一緒



頑張る



拍手



たからづか
宝塚



市



手話



言語



条例

宝塚市では、手話は音声言語である日本語とは異なる言語であるとの認識に基づいて、市民が手話を使用しやすい環境づくりを進めていくことにより、インクルーシブな地域社会※の実現を目指して、平成28年(2016)年12月20日に宝塚市手話言語条例を制定しました。

※インクルーシブな地域社会とは、誰もが集団から排除されることなく包み込まれ、全ての人が心豊かに共に生きる社会のことを表します。

手話って何?



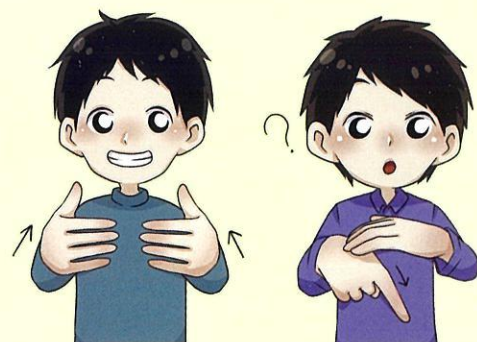
手話

何?

音声言語である日本語とは異なる独自の体系を持つ言語で、手指の動きや表情を使って表す視覚的な言語です。

どうして、手話言語条例が必要なのですか?

残念ながら今の社会では、手話が言語だとの認識が十分にされていないとは言えません。言語は多様であることをみんなが理解し、手話を使用しやすい環境にしていくことが、ひとりひとりの人格と個性を尊重するインクルーシブな地域社会の実現につながるからです。



必要

なぜ?

条例の目的は?

手話への理解の促進、手話の普及に関する基本理念を定めた上で、

- 市の責務、市民・事業者の役割を明らかにします。
 - 市が推進する施策を定めます。
- ⇒全ての市民が心豊かに、共に生きる地域社会の実現を目指していきます。



目的

条例の基本理念は?

手話への理解の促進、手話の普及は、手話は言語であるとの認識に基づき、

- 市民が手話を使う権利を持っていること
- そして、その権利を尊重すること

を基本として行います。



基本

理念

私たちは、どんなことをするの?



する

何?

市



市

手話への理解の促進、手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備するため以下の施策を推進します。

- ① 手話についての啓発・研修
- ② 手話での情報発信や情報取得
- ③ 手話による意思疎通（コミュニケーション）の支援
- ④ その他、市長が必要と認めること

市民

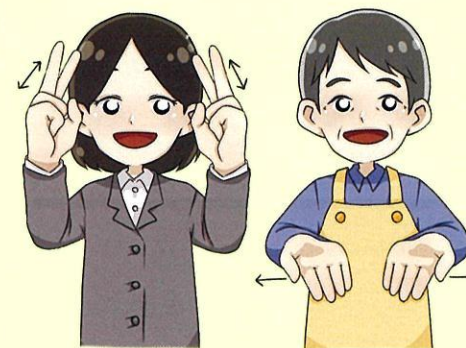


市

ひとびと

条例の基本理念への理解を深めて、市が推進する施策に協力します。

事業者



会社

みせ

条例の基本理念への理解を深めて、市が推進する施策に協力します。